



②なお、コロナウィルスが終息し元の社会生活が可能となった場合でも、現在の役員は後期高齢者等の集まりであることに加え世話強い故栗栖会長に全面的に依存していたため、会長が不在となった現在、何をどのように手を付けたらよいか迷走状態です。

そのようなことから次の会長が決まる等体制が整うまでの間の各種行事は中止とし、回覧・資料の配布等必要最小限での活動となりますことにご理解を頂きたくお願い申し上げます。

役員一同会長の人選・依頼を引き続き行ってまいりますが、はっきり言って誰も受け手がない現状にあります。町内会を継続的に存続させるためにも町民の皆様にもご協力を頂きまして、何方さまが適任であるとか、誰にお願いされては如何ですか。との情報を役員まで是非ともお寄せ願います。年内に決まらない場合は、皆様のご意見もお聞きした上で町内会のあり方そのものを抜本的に見直すなど検討したいと考えております。

### 3、班長の役割について

#### ①定例会への出席

定例会は、毎月10日(19:00)に開催します。但し中止または変更する場合は事前に連絡します。 ※8・2月は、定例会がありません。

#### ②町内会費の徴収

会費は、1世帯一ヶ月当り300円とし、班長が集め各区の会長を通して会計へ納入する。コロナ禍を考慮し、接触機会を少なくする観点からも年払いでのご協力を切にお願い致したくよろしく申し上げます。

なお、コロナ禍で行事が中止になっていることを考慮し、今年度のみ4月～1月まで10か月の徴収とし、2月・3月の2か月間(600円)は減額することとしました。(別紙1)

(注)年払いをされた後、年度途中に転居されることになった場合の町内会費の月割り返納はありませんのでご了承願います。

#### ② 各種の回覧・チラシ等の配布及び赤い羽根募金等の取りまとめ

※コロナ禍であることを考慮し、赤い羽根募金は町内会費からの支出をご承認頂きたくお願い致します

#### ④諸行事への参加・協力(当面は中止)

#### ⑤各区の町内委員の選出(諸行事の実施が可能となった時点で、各区から総務・体育委員1名、公衆衛生・福祉委員2名を選出させていただきます。)

### 4、使用済み天ぷら油の回収について

広島市環境局の協力により使用済み天ぷら油を回収しています。

回収方法⇒毎月10日の午前9時から午後5時頃までにペットボトルに入れキャップとラベルは取って「くるめ木集会所(午後7時まで)もしくは、市営住宅内中島集会所」に、ご持参ください。

### 5、街路灯(蛍光管・LED管)消灯の連絡先



広島市で設置されている街灯が消灯している場合は、電柱に貼付されている街灯番号(←画像の説明:灰色の楕円形プレートで草色で文字表示)を確認し各区の会長を経由して東区役所土木課に連絡して下さい。

◆ 市道・里道→東区役所土木課

電話568-7747

◆ 私道→→→各区の会長まで(2011年度からLED交換費用は、町内会負担です。)

### 6、総会終了後役員及び町内団体長との会議を開催いたします。

### 7、その他

#### ◆今年度の「集会所の利用申し込み」について

携帯電話 090-9464-6300(由元:3711)へ連絡ください。

#### ◆来月の定例会は、5月10日(火)19:00～開催します。

なお、コロナ禍のため一同に会しての会議が行えないことから、資料の受け渡しのみになります。

したがって、資料は18時以降であればお渡し出来るよう準備しておりますので、ご都合の良い時間に受け取りにお出かけください。